

国保は助け合いにより支えられています

国民健康保険は、加入者皆様の国保税によって成り立っている「助け合い」の制度です。国民健康保険事業の健全な運営のため、納税に対する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年度は、個人所得課税の見直しに伴い軽減判定合計所得の計算方法が変わりました。税額算定や軽減の判定を適正に行うためにも、忘れずに家族全員、確定申告を行いましょ。

職場の健康保険に加入したときは、14日以内に健康保険課まで届け出をお願いいたします。

～ 納め忘れを防ぐために、口座振替をおすすめします ～

■令和3年度の国保税は、7月に納税通知書を発送します

国保税は、国保に加入している皆様の

- 医療給付費としての「医療分」
- 後期高齢者医療制度の支援費としての「支援金分」
- 介護保険制度の給付等の費用としての「介護分」の合算額です。

令和3年度 税率表

	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.35%	2.20%	2.20%
均等割	21,000円	5,500円	7,000円
平等割	20,000円	6,000円	5,500円
限度額	63万円	19万円	17万円

※介護分は第2号被保険者：40歳以上65歳未満の者

●国保税の計算方法

- ・所得割 = 所得割基準額に率を掛けます。
- ・均等割 = 加入している世帯員の数に均等割額を掛けます。
- ・平等割 = 1世帯の平等割額です。
- ・限度額 = 上記3項目の合計額がこの額を超えた場合の税額です。

新型コロナ関連の、

国保税・介護保険税・国民年金保険料の減免等があります。

詳しくは、本誌5ページをご覧ください。

●税額算出例

給与所得者の場合

(夫45歳・妻42歳・子16歳・子14歳の4人家族の例)

- ・夫の給与収入370万円(所得に換算すると約252万円)
所得割基準額：252万円－43万円＝209万円
控除額
- ・妻の給与収入50万円(所得に換算すると0円)

世帯の所得割基準額合計 = 209万円

医療給付費分

- 【1】所得割 209万円 × 8.35% = 174,515円
- 【2】均等割 21,000円 × 4人 = 84,000円
- 【3】平等割 20,000円

合計 278,515円 … A

※100円未満切り捨て

後期高齢者支援金分

- 【1】所得割 209万円 × 2.20% = 45,980円
- 【2】均等割 5,500円 × 4人 = 22,000円
- 【3】平等割 6,000円

合計 73,980円 … B

※100円未満は切り捨て

介護納付金分(※40歳以上65歳未満の人数分)

- 【1】所得割 209万円 × 2.20% = 45,980円
- 【2】均等割 7,000円 × 2人 = 14,000円
- 【3】平等割 5,500円

合計 65,480円 … C

※100円未満は切り捨て

年税額 A + B + C = 417,800円



野原 純



知念 舞美



大工 美栄子



崎浜 明日香



喜友名 吉江



本村 恵



本原 政恵

国民健康保険税
納税指導員まで
お気軽にご相談ください。

【問合せ】市役所健康保険課 ☎ 0980-87-9045